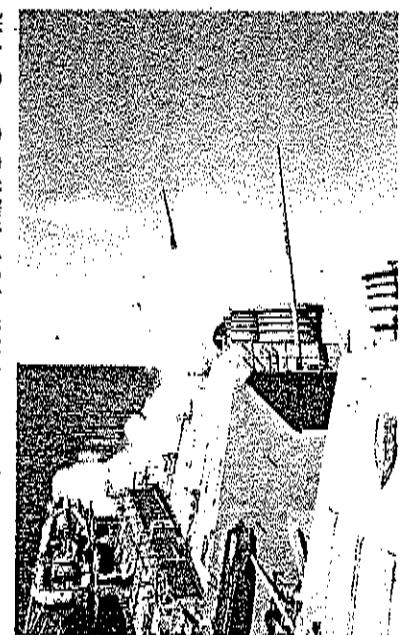


# 国會議積み重ね無視



日米韓豪の合同軍事演習で  
米軍のミサイル駆逐艦から  
発射されるミサイル  
「トマホーク」=2019年5  
月27日、フィリピン海沖(米  
軍ウェブサイトから)

そのものの法理上の可能性と  
その能力の保有は別の問題とさ  
れています。したがって憲法  
その他の法の条がある以上、  
政治にゆれた憲法九条一内閣法  
制局の自信と強さ』の著者の中  
村氏は『憲法の条がある以上、  
たゞ、この場合にも①日本に  
対する武力攻撃の発生の他に防  
御の手段がないこと②武力の行  
使は必要最小限にとどまる」と  
いふ「武力行使の3要件」が前  
提とされ、必要最小限度を超  
る攻撃や武器の保有は許されな  
いとしていました。

## 一方的に解釈

ただ、この場合にも①日本に  
対する武力攻撃の発生の他に防  
御の手段がないこと②武力の行  
使は必要最小限にとどまる」と  
いふ「武力行使の3要件」が前  
提とされ、必要最小限度を超  
る攻撃や武器の保有は許されな  
いとしていました。

## 民主主義とは

上、政府の立場からも自衛隊の  
武力行使にも、保有できる兵器  
にも限界はある」と指摘。「政  
府は国会で多くの答弁を残して  
きた」と強調します。

「敵基地攻撃」をめぐる  
これまでの国会論戦をたど  
ると、その可能性や武器保  
有の限界について、政府は  
繰り返し答弁してきました。  
た。そこには憲法の条の制  
約が働いていたからです。  
ところが岸田内閣は、巡航  
ミサイルトマホーク導入や  
最射程のミサイルを100  
0キロメートル以上も保有する計画を  
一方的に進めようとしていま  
す。したがって憲法  
にどうし許されるのか。そ  
の議論を抜きにして、予算  
編成を進めようとしない許さ  
れません。

→❸面に表  
1950年3月11日の衆院内  
閣委員会で、伊能繁次郎防衛庁  
長官は「敵基地攻撃」について  
の政府の立場を明らかにしま  
した。

## そのポイントは、①他に防衛

の手段がない場合、敵基地をた  
たむことは自衛権の範囲に含まれ  
法理上は可能②しかし「仮定

の事態を想定して」「平生から  
他国に攻撃的脅威を与えるよう  
な兵器を持つ」とは憲法の趣旨  
に反するとのもの。敵基地攻

に反するとのもの。敵基地攻

まかしがあります。

しかし、いよいよは根本的なじ  
と厳しく批判します。